国民年金

日本年金機構ホームページ　http://www.nenkin.go.jp/

国民年金加入者の海外への転出・海外からの転入

●問合先　土浦年金事務所　☎029−824−7121（資格・納付・免除に関すること）
市役所国保年金課　年金G　内線105、106

●国民年金の届出

国民年金に加入している方が、海外へ転出する場合や海外から転入する場合は、国民年金の届出が必要となります。総合窓口課での住民異動の際には、忘れずに国保年金課でも手続きしてください。

●海外転出する方の手続き

国民年金加入中の方（厚生年金や共済年金加入者およびその配偶者でない方）が海外転出の届出をすると、その期間は国民年金に加入する義務がなくなり、国民年金をやめることになります。しかし、日本国籍の方は本人の希望で任意加入することもできます。

いずれの場合も手続きが必要ですので、転出手続きをした後に、年金の手続きをしてください。なお、すでに海外転出している方も任意加入することができます。

◇任意加入手続き

①日本国内に親族などの協力者がいる場合

海外転出した方の最終住民登録地の市役所で手続きしてください。保険料の納付は、協力者が本人の代わりに納める方法と、日本国内に開設している預金口座から口座振替で納める方法があります。

②日本国内に協力者となる親族がいない、または依頼することが困難な場合

海外転出した方の最終住民登録地を管轄している年金事務所で手続きしてください。保険料の納め方は原則、口座振替となります。

③日本国内に住所を有したことがない場合

手続き先は、千代田年金事務所（☎03−3265−4381）になります。

●海外から守谷市に転入した方の手続き

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する義務があります。海外から転入したとき（厚生年金や共済年金加入者およびその配偶者でない方）は、国民年金加入の手続きをしてください。

手続きをする際は「年金手帳、認め印、口座振替を希望する方は預金通帳と通帳の届け印」を持参してください。

●年金Q＆A

Q　任意加入しなかった場合、海外在住期間（年金をやめている期間）の扱いはどうなりますか？

A　合算対象期間（カラ期間）となり、年金を受給するために必要な期間として計算に入れることができますが、老齢基礎年金額の計算には含みません。また、年金をやめている期間に病気やけがなどで障がいになっても、障害基礎年金等の対象にならない場合があります。

これから受給する方へ

●問合先　土浦年金事務所　☎029−824−7169
街角の年金相談センター（電話予約制）☎029−825−2300

年金の受給要件を満たしている方は、支給開始年齢の3か月前に日本年金機構から「年金請求書」が送付されます。60歳までの納付期間が終わり、まだ年金を受給されていない方で、①〜④のような場合は、年金事務所またはお近くの街角の年金相談センターへ手続きをお願いします。

①年金請求前に氏名を変更した場合
②年金請求前に住所を変更した場合
③年金請求前にお亡くなりになった場合
④住民票とは異なる住所へ送付を希望する場合

①〜③については住民コードを日本年金事務所で把握されている方（「住民票コードの収録状況のお知らせ」で収録済となっていた方）は、届出の必要はありません。